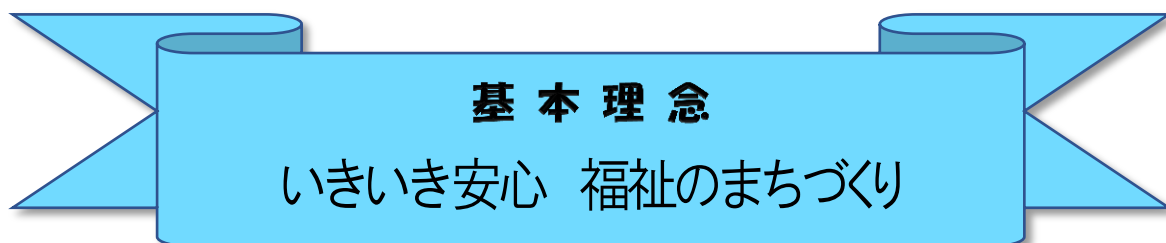


第3章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念



本計画では、これまでの理念や取り組みを受け継ぎながら、団塊の世代すべてが75歳以上に達する2025年(平成37年)を見据えて、『いきいき安心 福祉のまちづくり』を目指し、地域包括ケアシステムの実現に向けて施策を推進していきます。

高齢者を始めとしたすべての市民が、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、高齢者の健康づくり、介護予防、生活支援、生きがいづくり、見守りといった各施策に取り組み、医療介護連携の推進、認知症施策等の充実を図ることで、支え合い、自立し、安心して暮らしていくことができる地域社会の形成を目指します。

第2節 基本目標

基本理念である「いきいき安心 福祉のまちづくり」を実現するために、4つの基本目標を設定します。

基本目標1 「地域包括ケアシステム」の強化

高齢になっても住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を継続していくために、高齢者一人ひとりの生活状況や身体状況を把握し、その変化に応じて適切なサービスや支援を切れ目なく提供する仕組みである「地域包括ケアシステム」を推進していきます。

基本目標2 自立支援・介護予防、重度化防止の推進

高齢になっても、できるだけ長く健康で生きがいをもって過ごすためには、生活の質が大きく影響します。そのため、加齢に伴う身体機能の低下に少しでも歯止めをかけ、介護が必要な状態にならないように、介護予防事業に取り組みます。また、高齢者がこれまで培ってきた能力を活かし、積極的に社会参加できる環境づくりを推進することで、高齢者の生きがいづくりにも取り組みます。

 P42

基本目標3 福祉のまちづくりの推進

地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念を推進し、支援の必要な高齢者やその家族、地域の人々がともに支えあい助け合いながら暮らしていくという、コミュニティの構築及び地域住民の福祉活動への参加促進に取り組みます。

 P46

基本目標4 介護保険事業の適正・円滑な運営

団塊の世代が75歳以上になる2025年(平成37年)を見据えて、介護保険制度の持続の可能性を確保する必要があります。そのために、第7期における介護サービス事業量の推計を基に、必要なサービスを確保するとともに、適切な認定及び過不足のないサービスを提供することで、介護給付の適正化を図ります。

 P50

第3節 施策体系

重点施策

★ ……優先的に取り組む事業

基本理念
いきいき安心
福祉のまちづくり

基本目標 1
「地域包括ケアシステム」の強化

- ★ 地域包括支援センターの機能強化
- 総合相談の充実
- 包括的・継続的ケアマネジメントの充実
- ★ 在宅医療・介護連携の推進
- ★ 認知症施策の推進
- 地域ケア会議の推進
- 生活支援サービスの充実
- 虐待防止・権利擁護の推進

基本目標 2
自立支援・介護予防、重度化防止の推進

- ★ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 一般介護予防事業の推進

基本目標 3
福祉のまちづくりの推進

- 地域での居場所づくり
- 自立生活を支援する福祉・生活支援サービス
- ボランティアの育成・活動支援
- 社会参加の促進

基本目標 4
介護保険事業の適正・円滑な運営

- 介護保険サービス見込み量と提供体制
- 介護保険料算定
- 介護保険サービスの質の向上
- 介護人材の確保及び資質の向上
- 介護保険制度を円滑に運営する仕組み
- 第7期介護保険事業計画の進捗評価指標

第4節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して保険者が定める区域となっています。

本市では、サービスが市の中心部に集中しており、そのため住民の動きも中央に向いていることから、市全体を日常生活圏域として事業を実施していきます。

